街に緑を

民有地緑化推進助成制度で、緑豊かな潤いある暮らしを

身近な場所に緑があると、それだけで心豊かな生活が送れると思いませんか。
市には、民地の緑化を支援するための助成制度があります。
無料で相談できる景観アドバイザー制度もありますので、気軽に相談してください。
皆さんも、緑で暮らしを彩りましょう。

民有地緑化推進助成制度

①生け垣

条件
・道路や公園などに面する延長３m以上の生け垣を設置する
・市指定の推奨樹木を植える

助成額
・対象経費の２分の１または生け垣延長１mあたり2,000 円のいずれか少ない額（上限5万円）

②ブロック塀の撤去

条件
・生け垣を設置する際にブロック塀などを撤去する

助成額
・対象経費の２分の１または撤去した面積１㎡あたり 4,000 円のいずれか少ない額（上限5万円）

③壁面緑化・屋上緑化

条件
・多年生植物で建物の壁面や屋上３㎡以上を緑化する

助成額
・対象経費の２分の１の額（上限 20 万円）

助成制度を利用しました

土田裕紀（ひろき）さん

自宅を新築する際、敷地に彩りがほしかったため、道路に面する庭を緑化しました。
フェンスなどの工作物ではなく、緑化したことで、周辺環境の景色に家がなじみ、雰囲気がよくなりました。

景観アドバイザー制度

良好な景観形成によるまちづくりを推進するため、専門家（景観アドバイザー）による無料景観相談を開いています。利用には事前予約（相談日の1週間前まで）が必要です。

※各種制度の利用については、計画段階で事前に相談してください。

問合先　都市計画課